

## 仕様書

### 1 委託業務名称

「令和9年度大阪市福島区学校案内」（小・中学校用）編集及び印刷業務委託

### 2 履行期日

令和8年8月14日（金）

### 3 紙面様式・構成

サイズ：A4版 両面フルカラー印刷

製本：中綴じ（ステープラー2箇所）

構成：A4版44ページ（表紙4ページ 本文40ページ）

（編集等により変更となる場合がある）

紙質：コート紙73kg（同等品以上とする。ただし、見本を提示し当区の承諾を受けること。）

### 4 業務内容

福島区学校案内冊子の編集（デザイン・レイアウト・必要であればイラスト等の作成）・校正・カラーカンパの作成・色校正の校了・印刷までの一切を行うこと。

- (1) デザイン・レイアウト・タイトル・イラストカット・福島区内簡略地図等の作成
- (2) 画像ファイル（JPEG形式）作成
- (3) 校了後のテキストデータ（音声読み上げソフトに対応させるため）・ホームページ掲載用データ（1ページのデータ量2Mbyte（見開きで5Mbyte）以内のPDFファイル）・完成データ・保存用データの作成
- (4) 版下校正・色校正
- (5) 印刷（製本）・納品

### 5 制作・編集

#### (1) 資料提供

当区から原稿及び写真等 Word・Excel・JPEG・PDF ファイルデータを、電子メール又は大容量ファイル送受信サービス（以下、Eメール等）で出稿する。

なお、昨年度作成した「令和8年度大阪市福島区学校案内」のデータを電子媒体にて参考に提供することとする。

また、原稿については昨年度のデータを紙出力し、朱書きで加除修正したものでも可能とする。

#### (2) 編集

当区からの原稿等、作成イメージに基づきデザイン・レイアウトの原案を提示し、当区の審査を受けること。

### 6 校正

- (1) 校正（デザイン、レイアウト変更を含む）は、原則4回とし、そのうち1回は色校正を行うこととするが、軽微な修正等は状況に応じて当区と協議すること。
- (2) 校正は、ゲラへ朱書きで行い、手渡し又はEメール等で出稿する（一部、Word・Excel・JPEG・

PDF ファイル等のデータを E メールで出稿する。)

(3) 色校正時には、カラーカンパ（紙出力とし、実サイズとする。）2部と2MB以内のPDFファイルを当区へ提出すること。

(4) 校正は責了とせず、校了まで行うこと。

## 7 印刷

(1) 発行部数

1,650部

(2) 印刷及び折り方

① 印刷：両面フルカラー（オフセット印刷）

② 折り方：A4中綴じ（ステープラー2箇所）

## 8 納品

(1) 納品の際は、50部ずつ梱包し、納入場所へ一括納入すること。

(2) 納品物に汚れ・損傷をきたさないよう当て紙をすること。

(3) 納品時に雨天が予想されるときは、冊子に雨がかからないよう養生すること。

(4) 別途、下記のことを Adobe PhotoShop 又は Illustrator を使用して作成し、記録媒体（CD-R、DVD-R 等）に保存後、指定の期限までに福島区役所保健福祉課（子育て教育）へ納品すること。なお、記録媒体については、納品する際、必ず最新のパターンファイルに更新されたウイルスチェックソフトを使ってウイルスチェックを行い、本市の環境にコンピュータウイルスを侵入させないための処置を講じること。

・最終校正を反映した完成データ

（Ai ファイルでアウトライン済・前の両方。ファイル圧縮はしないこと。）

・イラスト等の保存用データ

（Ai ファイルでアウトライン済・前の両方。ファイル圧縮はしないこと。）

・ホームページ掲載用データ（見開き1ページごとに2MB以内のPDFファイル）

・校了後のテキストデータ Word または txt（音声読み上げソフトに対応させるため）

(5) 納品場所は、『12 担当・納品先』とする。

## 9 原稿

(1) ページの割付

別紙1のとおり

(2) 原稿データの提出方法等

ア 表紙及び裏表紙（表4）（4ページ）

表紙のデザイン及び裏表紙のデザインを複数案提案したうえで、版下データを作成すること。

イ 学校選択制の制度概要等（16ページ）

提出された原稿データをもとに、配布対象者である保護者に分かりやすいようにアレンジを加えたうえで、版下データを作成すること。

ウ 市立小・中学校の学校概要（小学校18ページ・中学校6ページ 合計24ページ）

学校概要は福島区内の中学校3校、小学校9校のそれぞれ2ページずつ作成すること。

左面については同一のレイアウト（テンプレート）とする（小・中で多少異なる）。

テンプレートの基本構成は本市が提供（別紙2を参照）するので、受注業者はその基

本構成にアレンジを加え、保護者に学校概要をわかりやすく見せるためのレイアウト（テンプレート）案を提案すること。

右面については、各学校の自由記入としており、本市を通じて各学校から提出された原稿にアレンジを加えたうえで版下データを作成すること。

エ その他

写真等の素材については本市が用意するため、大小問わず本市が提供する指定の写真データを挿入すること（ただし、受注者にイラスト作成を依頼する場合がある）。

(3) 入稿スケジュール

別紙3のとおり

(4) 文字

受注業者は本市と調整して文字を決定すること。ただし、ユニバーサルデザインフォントを採用すること。

10 契約金額

契約価格は、紙面の編集・レイアウト、カラーカンパ作成、版下データ作成（再作成を含む）及び納品等に関する一切の経費を含める。また、受注者からの請求に基づき、一括で履行確認後に支払う。

11 その他

- (1) 本業務を通じて知りえた情報を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 契約締結後、速やかにデザインや日程等の詳細について協議すること。
- (3) 納品物品の名称及び数量等が確認できる納品書等を提出すること。
- (4) すべての成果物（写真（未使用含む）、デザイン、コピー、企画案等）に係る使用権及び著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう）は、当区に帰属するものとする。
- (5) 受託者は委託者及び第三者に対し、すべての成果物（写真（未使用含む）、デザイン、コピー、企画案等）に関して発生した著作者人格権（著作権法（昭和45年法律第48号）第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する権利をいう）を行使しないものとする。
- (6) ページの割付・スケジュール等については現時点の案であり変更する場合がある。
- (7) 令和7年度に作成したものとほとんど同様の形式であり、基本的なコンセプトに変更はないため、令和7年度に作成したものを事前に十分確認すること（現物が必要な場合は、福島区役所保健福祉課（2階）まで取りに来ること）。
- (8) 当区とのやりとりは、日本語で行うこと。
- (9) 契約書や仕様書に定めのない事項については、その都度、双方協議のうえ定める。
- (10) 応札にあたっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に本市によく質し、その内容を熟知すること。契約締結後に本仕様書に疑義が生じた場合は、本市の解釈に従うこと。
- (11) 各種特記仕様書を遵守すること。
- (12) 受注者は本契約締結後、「資材確認票」を事業担当まで提出し承認を受け、納品時に「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出すること。
- (13) 「グリーン調達方針」別表の(1)紙類及び(21)役務(21)-2印刷の【判断基準】を満たすものとし、【配慮事項】について十分配慮されていること。ただし、(21)役務(21)-2印

刷の判断の基準〈共通事項〉①については適用しないものとする。

「グリーン調達方針」

(<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000224120.html>)

12 担当・納品先

大阪市福島区役所 保健福祉課

大阪市福島区大開1丁目8番1号

06-6464-9860

担当：森本

# 学校案内 ページ割付

別紙 1

裏表紙	表紙	はじめに	もくじ
表 4	表 1	表 2	1
学校選択制 スケジュール	学校選択制制度案内・ 学校説明会・公開日時	通学区域地図(中学校) +選択できる中学校の表	通学区域地図(小学校) +選択できる小学校の表
2	3	4	5
福島区内 通学区域の表	学力テスト・健康 診断・指定校変更	FAQ	FAQ
6	7	8	9
小中学校制服一覧	児童いきいき 放課後事業	学校選択制希望調査票 記入例	学校選択制希望調査票 記入例
10	11	12	13
八阪中学校	八阪中学校	下福島中学校	下福島中学校
14	15	16	17
野田中学校	野田中学校	鷺洲小学校	鷺洲小学校
18	19	20	21
海老江東小学校	海老江東小学校	海老江西小学校	海老江西小学校
22	23	24	25
福島小学校	福島小学校	玉川小学校	玉川小学校
26	27	28	29
野田小学校	野田小学校	上福島小学校	上福島小学校
30	31	32	33
吉野小学校	吉野小学校	大開小学校	大開小学校
34	35	36	37
障がいのある お子さんの就学・進学	大阪市の就学・ 進学相談	施設一体型 小中一貫校	製作者等
38	39	40	表 3

校章

## 〇〇小学校

QR  
コード

写真

所在地: 〒0000-0000 福島区〇〇〇-〇-〇

電話番号: 0000-0000 標準服: 有り

ホームページアドレス : URL

校長名: 大阪 太郎

## ■学校概要

本校は児童数〇〇〇名、学級数〇〇学級(内特別支援学級〇)、教職員数〇〇名です。...

## ■沿革

- 明治〇〇年 〇〇尋常小学校として開校
- 昭和〇〇年 大阪市立〇〇小学校と改称
- 昭和〇〇年 校舎落成記念式典举行
- 平成〇〇年 創立〇〇周年記念式典举行
- 平成〇〇年 創立〇〇周年記念式典举行
- 令和〇〇年 新校舎完成

## ■児童数(令和〇年〇月〇日現在)

学年	男子	女子	計	学級数
1				
2				
3				
4				
5				
6				
特別支援学級				

## ■令和〇年度全国学力・学習状況調査および体力・運動能力・運動習慣調査

## ●学力・学習状況(平均正答率%) 小学6年生

国語	算数

## ●これまでの取組の成果と今後の課題

「主体的・対話的で深い学び」をめざし、...に取り組んできました。

今年度は...をめざします。

## ●体力・運動能力・運動習慣(平均値) 小学5年生

	握力	上体起こし	長座体前屈	反横横とび	20mシャトルラン
男子	12.34	12.34	12.34	12.34	12.34
女子	12.34	12.34	12.34	12.34	12.34

	50m走	立ち幅とび	ボール投げ	体力合計点
男子	12.34	123.45	12.34	12.34
女子	12.34	123.45	12.34	12.34

## ●これまでの取組の成果と今後の課題

体力づくりや休み時間の運動遊び等を積極的にすすめることで、...に努めます。

校章

## 〇〇中学校

QR  
コード

写真

所在地: 〒〇〇〇〇-〇〇〇〇 福島区〇〇〇〇-〇-〇

電話番号: 〇〇〇〇-〇〇〇〇 標準服: 有り

ホームページアドレス : URL

校長名: 福島 花子

## ■学校概要

本校は、昭和〇〇年〇月に戦後の学制改革により大阪市立〇〇中学校として開校しました。平成〇〇年度に創立〇〇周年を迎えた歴史と伝統のある学校です。・・・

## ■沿革

- 昭和〇〇年 〇〇中学校として開校
- 平成〇〇年 体育館兼講堂・屋上プール完成
- 平成〇〇年 新館校舎にエレベーターを設置
- 令和〇〇年 創立〇〇周年記念式典を挙げる

## ■生徒数(令和〇年〇月〇日現在)

学年	男子	女子	計	学級数
1				
2				
3				
特別支援学級				

## ■部活動 ( )内は人数

剣道( )・軟式野球( )・柔道( )・卓球( )・男子バスケットボール( )・女子バスケットボール( )・バドミントン( )・バレーボール( )・陸上( )・美術( )・英語( )・茶道( )・吹奏楽( )

## ■卒業後の主な進路 ( )内は過去3年間の合計人数

- 公立高校
- 私立高校

## ■令和〇年度全国学力・学習状況調査および体力・運動能力・運動習慣調査

## ●学力・学習状況(平均正答率%) 中学3年生

国語	数学

## ●これまでの取組の成果と今後の課題

「50分間の集中した授業の実現」を取組の柱とし、・・・に取り組んでいます。

## ●体力・運動能力・運動習慣(平均値) 中学2年生

	握力	上体起こし	長座体前屈	反横横とび	20mシャトルラン
男子	12.34	12.34	12.34	12.34	12.34
女子	12.34	12.34	12.34	12.34	12.34

	50m走	立ち幅とび	ボール投げ	体力合計点
男子	12.34	123.45	12.34	12.34
女子	12.34	123.45	12.34	12.34

## ●これまでの取組の成果と今後の課題

授業では、・・・に取り組んでいます。

ページ	内容	入稿日程
表 4	裏表紙	契約後速やかに
表 1	表紙	契約後速やかに
表 2	はじめに	契約後速やかに
1	もくじ	契約後速やかに
2	学校選択制スケジュール	契約後速やかに
3	学校選択制制度案内・学校説明会・公開日時	契約後速やかに
4	福島区内通学区域図(中学校)+選択できる中学校の表	契約後速やかに
5	福島区内通学区域図(小学校)+選択できる小学校の表	契約後速やかに
6	福島区内通学区域の表	契約後速やかに
7	学力テスト・健康診断・指定校変更	6月下旬頃
8・9	FAQ	契約後速やかに
10	小中学校制服一覧	契約後速やかに
11	児童いきいき放課後事業	契約後速やかに
12・13	学校選択制希望調査票記入例	契約後速やかに
14~37	各学校左面	契約後速やかに
	各学校右面	契約後速やかに
38	障がいのあるお子さんの就学・進学	6月下旬頃
39	大阪市の就学・進学相談	6月下旬頃
40	施設一体型小中一貫校	6月下旬頃
表 3	製作者等	契約後速やかに

## 再委託に関する特記事項

1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

4 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを越えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

5 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

## グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NO<sub>x</sub>・PM法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。  
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
  - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
  - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課  
自動車排ガス対策グループ  
電 話：06-6615-7965

# 職員等の公正な職務の執行の確保にかかる特記仕様書

## (条例の遵守)

第1条 受託者および受託者の役職員は、この契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

## (公益通報等の報告)

第2条 受託者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を委託者へ報告しなければならない。

2 受託者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を委託者へ報告しなければならない。

第3条 委託者と本契約を締結した受託者は、この契約の履行に関して、委託者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに委託者の企画総務課(連絡先06-6464-9625)に報告しなければならない

## (調査の協力)

第4条 受託者および受託者の役職員は、委託者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

## (公益通報に係る情報の取扱い)

第5条 受託者の役職員又は受託者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

## (委託者の解除権)

第6条 委託者は、受託者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約(協定)を解除することができる。(指定管理者の指定を取り消すことができる。)

(委託者：大阪市 受託者：事業者)

## 生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

### 生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。  
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます  
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。